

千葉県県土整備部 ICT 活用工事（舗装工（修繕工））実施要領

1 目的

この要領は、千葉県県土整備部が発注する工事において、ICT 活用工事（舗装工（修繕工））（以下「ICT 舗装工（修繕工）」という。）を実施するために必要な事項を定めたものである。

2 実施方針

ICT 舗装工（修繕工）は「施工者希望型」として実施することとし、受注者が施工を希望した場合、契約後、施工計画書の提出までに、発注機関との協議を行い、協議が整った場合に実施する。

なお、ICT 舗装工（修繕工）の施工に伴い生じた経費については、発注機関が ICT 活用工事積算要領に基づき積算した金額を設計変更の対象とする。

3 対象工事

①対象工種

原則として、設計数量に関わらず、対象工種は舗装工（切削オーバーレイ工、路面切削工）とし、発注者は特記仕様書に当該工事が ICT 活用工事の対象となることを記載する。

但し、適用対象外に該当する工事についてはこの限りではない。

②適用対象外

従来施工において、舗装工の千葉県土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

4 定義

ICT 舗装工（修繕工）とは、以下に掲げる①から⑤の全ての段階（③④は選択）において ICT 施工技術を活用する工事とする。

① 3 次元起工測量

発注者から貸与する 3 次元測量データ（地上移動体搭載型レーザースキャナー等を用いたデータ）を活用することを基本とする。

なお、必要に応じて受注者が 3 次元測量データを取得する場合又は発注者から起工測量に代わる 3 次元測量データを貸与できない場合は、下記 1）～ 3）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。起工測量にあたっては、標準点に面計測を実施するものとするが、前工事及び設計段階での 3 次元データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択できるものとし、ICT 活用工事とする。

1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

2) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

3) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

② 3 次元設計データ作成

前記①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。

③ ICT建設機械による施工（選択）

前記②で作成した3次元設計データを用い、以下2）に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日 国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2－6の性能における検定基準を満たすこと。

1）3次元MCまたは3次元MG建設機械※

2）3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称

2

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理（選択）

前記③による工事の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。

（1）出来形管理

3次元MCまたは3次元MG建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下1）2）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

1）TS等光波方式を用いた出来形管理

2）地上写真測量を用いた出来形管理

3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下3）により実施するものとする。

3）施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

前期①②④により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

5 要領、基準類

ICT 舗装工（修繕工）の施工に伴い必要となる調査・測量・設計、施工、監督・検査及び積算についての要領、基準類は、国土交通省が定めた最新の要領、基準類を準用することとする。

国土交通省が定めた要領、基準類：

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

受注者からの提案により、舗装工（修繕工）以外に ICT 施工技術を活用する場合はそれぞれの実施要領を参照すること。

6 ICT 活用工事実施の推進のための措置

6-1 総合評価方式における加点措置

- ・本要領に基づき ICT 施工技術の活用を行う場合に評価するものとする。
- ・ ICT 活用工事の工種（例：「ICT 土工」、「ICT 舗装工」、「ICT 地盤改良工」など）のうち、1 工種以上で、ICT 施工技術を活用する場合に評価の対象とする。

6-2 工事成績評定における措置

ICT 活用施工を実施した場合、発注方式に関わらず、創意工夫における【施工】「ICT 活用工事加点」において該当する項目で評価するものとする。「ICT 活用工事加点」として起工測量から電子納品までの全ての段階で ICT を活用した工事は 2 点の加点とする。

・ 施工者希望型

一般競争入札（総合評価方式）による業者選定時に、受注者からの申請に基づき ICT 活用施工（全ての段階）を行うことで評価を行うため、受注者の責により実施されなかったと判断された場合は、履行義務違反として工事成績評定を減ずるなどの措置を行うものとする。なお、成績の減点は 3 点を標準とする。

一般競争入札（総合評価方式）で評価を行った場合は、打合せ簿により「ICT 活用工事総合評価現場確認項目」により履行確認を行うこととする。

7 工事費の積算

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案により ICT 施工技術の活用を実施する場合、ICT 施工技術の活用を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、ICT 活用工事積算要領に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、ICT 活用について協議を行う際には、①～④にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

現行基準による 2 次元の設計ストック等により発注し、ICT 活用工事を発注する場合、受注者に 3 次元起工測量及び 3 次元設計データ作成を指示するとともに、3 次元起工測量経費及び 3 次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、内訳内容等を精査したうえで、必要と認められる経費に

については設計変更するものとする。ICT活用工事積算要領とは国土交通省が定めたICT活用工事積算要領を指す。

8 その他

この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定める。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

この要領は、令和6年1月4日から施行する。

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

（特記仕様書記載例）※工事内容により記載する内容を選択する。

第〇〇条 ICT活用工事（舗装工（修繕工））について

1. 本工事は、国土交通省が推進する i-Construction に基づき、ICT 施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事の対象工事である。

この工事の施工にあたっての一般的事項は、「千葉県県土整備部 ICT 活用工事実施要領」によるものとする。

2. 次の①～⑤の全ての段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事という。また「ICT 舗装工（修繕工）」という略称を用いる。

対象は、切削オーバーレイ工または路面切削工とする。

- ① 3 次元起工測量
- ② 3 次元設計データ作成
- ③ ICT 建設機械による施工（選択）
- ④ 3 次元出来形管理等の施工管理（選択）
- ⑤ 3 次元データの納品

3. 受注者は、舗装工以外にも、ICT 施工技術を活用できる。ICT 活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に ICT 活用工事を行うことができる。

4. 原則、本工事の舗装工（修繕工）の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、舗装工（修繕工）以外の工種に関する ICT 活用を提案・協議した場合は、舗装工（修繕工）と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT 施工技術を用い、以下の施工を実施する。

- ① 3 次元起工測量

（発注者から 3 次元測量データを貸与できる場合）

発注者から貸与する 3 次元測量データ（地上移動体搭載型レーザースキャナー等を用いたデータ）を活用することを基本とする。

なお、必要に応じて受注者が 3 次元測量データの取得する場合は、以下 1)～3) から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択するものとし、監督職員と協議する。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

（発注者から 3 次元測量データを貸与できない場合）

受注者は、交通規制を削減し、以下 1)～3) から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。起工測量は、施工現場の環境条件により、管理断

面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択する。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② 3次元設計データ等作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行う場合は3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下1) 2) に示すICT建設機械により施工を実施するものとし、切削指示値等に積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

なお、ICT建設機械の調達が困難な場合は、監督職員と協議して従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

- 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械
- 2) 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。

なお、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに切削深さの計測・記録する方法としては、外部計測機による切削装置の計測の他切削装置に表示される指示値を取得する方法などがある。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

なお、監督職員と協議のうえ、従来型建設機械による施工を実施した場合は従来手法による施工管理を実施する。

(1) 出来形管理

3次元MCまたは3次元MG建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下1) 2) から選択（複数以上可）して実施するものとする。

- 1) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 2) 地上写真測量を用いた出来形管理

3次元位置を用いた施工管理システムを使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下3) により実施するものとする。

- 3) 施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．受注者は、当該技術の施工にあたりアンケート調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。

９．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第〇〇条 ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））における適用（用語の定義）について

１．図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第〇〇条 ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））の費用について

１．受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工（修繕工）に関するＩＣＴ活用の具体的な工事内容及び対象範囲について監督職員へ協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、各段階を設計変更の対象とし、「ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））積算要領」及びＩＣＴ舗装工（修繕工）以外の積算要領により計上することとする。

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。